

南さつま市事業継続支援給付金申請要領

～新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受ける事業者の皆様を応援します～

1. 事業継続支援給付金とは

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、事業収入が減少した事業者の本市における事業継続を支援するために給付金を交付するものです。

なお、本給付金は事業所得の課税対象としての取り扱いとなります。

2. 給付額

一律 10 万円

3. 給付の対象者

本市に事業所を有する中小法人等や個人事業主が対象となります。医療法人やNPO法人など、幅広い法人形態並びに業種を対象としております。

ご自身が経営される事業所が対象となるかどうかについては、別に定める「南さつま市事業継続支援給付金交付要綱」の第2条をご確認ください。

4. 給付の対象者とならないもの

- (1) 暴力団又は暴力団員との関係を有する事業者
- (2) 宗教上の組織又は団体
- (3) 政治団体
- (4) その他において本制度の目的に照らして適当でないと判断する事業者

5. 給付を受ける要件

- (1) 事業開始日に関する要件

令和2年4月1日以前にすでに事業を開始しており、申請日時点において本市に事業所を有し、今後も引き続き事業を継続する意思があることとします。

※令和2年4月2日以降に事業を開始した事業者は対象外となります。

- (2) 事業収入に関する要件

令和2年6月1日から令和3年1月31日までの対象期間において、事業収入(売上高)が前年同月比(単月比較)で20%以上減額になった月が発生していれば給付の要件を満たします。

(例) 令和2年6月に事業収入が減ったので前年同月比で計算する

- ① 令和元年6月の事業収入
- ② 令和2年6月の事業収入

$$\frac{(\text{①} - \text{②})}{\text{①}} \times 100 \Rightarrow 20 \text{ 以上の数値 (申請可能)}$$

ただし、前述の対象期間との単月比較ができない場合には、事業を開始してから令和2年5月31日までの連続する2箇月の平均事業収入が対象期間の任意の1月と比較して20%以上減額になっていれば給付の要件を満たします。

(例) 令和2年4月1日に事業を開始したため対象期間との単月比較ができない

- ① 令和2年4月1日から同年5月31日までの2箇月の事業収入の平均
- ② 令和2年6月1日から同年6月30日までの事業収入（時期は任意で選択可）

$$\frac{(\text{①} - \text{②})}{\text{①}} \times 100 \Rightarrow 20 \text{ 以上の数値 (申請可能)}$$

(3) 納税の義務に関する要件

市税等の滞納がないことが確認できれば要件を満たします。

6. 申請に必要な書類

【中小法人等の場合】

(1) 南さつま市事業継続支援給付金交付申請書兼請求書

- ・必要事項をすべてご記入ください。
- ・印鑑は、対象となる事業所における代表者の印鑑となります。ただしチェーン店等で法人の本社等が市外にある場合は、本市の店舗が申請の対象となりますので、当該店舗責任者の個人の認め印で大丈夫です。
- ・減少率は、小数点以下を切り捨てた整数にてご記入ください。
- ・給付金の振込口座は、事業所又は代表者と名義が一致している口座を指定してください。ただし、チェーン店等で口座を有してなくて、市外にある本社等の口座を指定する場合は、委任状（本社等の代表者が申請店舗等の責任者に対して請求権限を委任することの意思が確認できる書類）を別途提出していただく必要があります。

(2) 事業の実態を確認できる書類

以下に示す3点のうち、いずれか1点をご提出ください。（写しで可）

- ・確定申告書別表一の控え（税務署受付印もしくはメール詳細）
- ・登記事項証明書
- ・営業許可証

(3) 前年の事業収入を確認できる書類

以下に示す2点のうち、いずれか1点をご提出ください。（写しで可）

- ・法人事業概況説明書
- ・チェーン店等で申告をしていない場合には、申請店舗等における売上台帳等（写し）に、当該店舗責任者の署名と印鑑を付してください。

(4) 事業収入が20%以上減額になったことを確認できる書類

- ・対象事業所の売上台帳（比較対象月の写し）に申請者（当該店舗等の責任者など）の署名と印鑑を付してください。

- (5) 市税等の滞納がないことを確認できる書類
- ・対象事業所の納税対象となる自治体にて交付を受けてください。
 - ・発行日から3箇月を経過しているものは無効となります。
 - ・南さつま市役所にて本制度に使用するための納税証明書の交付を受ける場合に限り、本制度発行手数料が免除となりますので、必ず税務課の窓口にてお申し出ください。お申し出の失念による事後の返金対応はできません。また、窓口の混雑防止を目的として、南さつま市役所で交付を受ける場合は申請及び受領に関する代理委任の手続きもできますので、本給付金の申請窓口にご提出ください。
- (6) 振込口座を確認できる書類
- ・通帳表紙を開いて1ページ目及び2ページ目の写し

【個人事業主の場合】

- (1) 南さつま市事業継続支援給付金交付申請書兼請求書
- ・必要事項をすべてご記入ください。
 - ・印鑑は、対象となる事業所における代表者の印鑑となります。
 - ・減少率は、小数点以下を切り捨てた整数にてご記入ください。
 - ・給付金の振込口座は、代表者と名義が一致している口座を指定してください。同居家族の名義等の口座を指定する場合は、委任状（代表者が口座名義人に対して受領権限を委任することの意思が確認できる書類）を別途提出していただく必要があります。
- (2) 本人であることを確認できる書類
- 以下に示す3点のうち、いずれか1点をご提出ください。(写しで可)
- ・マイナンバーカード（顔写真が掲載されている表面のみ）
 - ・運転免許証（住所変更の裏面記載がある場合は裏面の提出も必要）
 - ・健康保険証（裏面に住所の記載があるもの）
- (3) 事業の実態を確認できる書類
- 以下に示す3点のうち、いずれか1点をご提出ください。(写しで可)
- ・確定申告書別表一の控え（税務署受付印もしくはメール詳細）
 - ・営業許可証
- (4) 前年の事業収入を確認できる書類
- 以下に示す2点のうち、いずれか1点をご提出ください。(写しで可)
- ・青色申告決算書
 - ・収支内訳書
- (5) 事業収入が20%以上減額になったことを確認できる書類
- ・対象事業所の売上台帳（比較対象月の写し）に代表者の署名と印鑑を付してください。

(6) 市税等の滞納がないことを確認できる書類

- ・対象事業所の納税対象となる自治体にて交付を受けてください。
- ・発行日から3箇月を経過しているものは無効となります。
- ・南さつま市役所にて本制度に使用するための納税証明書の交付を受ける場合に限り、本制度発行手数料が免除となりますので、必ず税務課の窓口にてお申し出ください。お申し出の失念による事後の返金対応はできません。また、窓口の混雑防止を目的として、南さつま市役所で交付を受ける場合は申請及び受領に関する代理委任の手続きもできますので、本給付金の申請窓口にご提出ください。

(7) 振込口座を確認できる書類

- ・通帳表紙を開いて1ページ目及び2ページ目の写し

7. 申請方法

(1) 申請書類

南さつま市のホームページより申請書をダウンロードしていただくか、南さつま商工会議所又は南さつま市商工会に設置しておりますので、お受け取りください。

(2) 窓口での申請

- ・受付期間：令和3年2月1日（月）～ 同年4月30日（金） ※休日は除く
- ・受付時間：8時30分～17時15分
- ・受付場所：南さつま市役所 商工水産課（本庁3F）
- ・備考：提出書類だけでなく、申請に使用する印鑑もお持ちください。

(3) 郵送での申請

- ・受付期間：令和3年2月1日（月）～ 同年4月30日（金） ※当日消印有効
- ・送付先：〒897-8501 南さつま市加世田川畑 2648 番地

南さつま市役所 商工水産課 商工振興係 宛

※封筒に「事業継続支援給付金申請書在中」をご記入ください

8. 申請に関するお問い合わせ

- ・南さつま市役所 商工水産課 （電話）0993-76-1509

※申請期間の休日を除く8時30分から17時15分まで

年度末・年度当初は庁内窓口の混雑が予想されますので、郵送による申請をお願いいたします。

申請事務を円滑に進めるために適切な書類の準備にご協力ください。